大分合同新聞(朝刊) 平成29年12月14日(木)

だことになっていた」と ら、定期購入を申し込ん の商品を一つ注文した いう相談が急増していま 「通信販売で特別価格 2回目の商品を返品し、 定期購入を解約したい。 ため気が付かなかった。 章の終わりの方にあった

980円という高額な請 で、氏名、住所、支払い 求書が同封されていた。 続けて同じ物が届き、9 した。商品は届いたが、 ったメッセージが出たの チャット形式の画面に たら「お試し100円モ ンでアプリを利用してい 万法などを入力して注文 ニター」という広告が表 長品が購入できる」とい 示された。タップすると、 100円でダイエット 【事例】スマートフォ

時の確認メールを見返す 驚いて業者に電話した と、「定期購入」「2回目以 が、つながらない。注文 表示があったが、長い文 降は9980円」という す。

【アドバイス】通信販 ときは、内容をよく確認 しいでしょう。注文する を理由に解約するのは難 れに気付かなかったこと

規約確認しっかりと 活センター・消費生活相 りの市町村や県の消費生 る場合があります。最寄

534.0999) 生活・男女共同参画プラ ご案内します。(県消費 ザーアイネスの097・ と、最寄りの相談窓口を 2188へ電話をかける 談窓口に相談してくださ い。消費者ホットライン



信販 価格 商品

に解約することは困難で 対応が求められ、一方的 フ制度は適用されませ ん。業者の規約に沿った

してください。ただし購 が表示されていれば、そ 注文時に購入回数など

と違っていたりするとき などは、業者と交渉でき ったり、請求金額が表示 人回数の表示が全くなか